

## 第206回福井県原子力環境安全管理協議会 概要

原子力安全対策課

1. 日 時 平成31年3月20日（水） 15時～15時40分
2. 場 所 （公財）福井原子力センター 2階 研修ホール
3. 出席者 別紙のとおり
4. 議 題
  - (1) 原子力発電所周辺の環境放射能測定結果（平成30年度 第3四半期）  
および計画書（平成31年度）
  - (2) 原子力発電所から排出される温排水調査結果（平成30年度 第3四半期）
  - (3) 発電所の運転・建設および廃止措置状況（平成31年2月～3月）
5. 配付資料 別紙のとおり

## 6. 議事概要

### ○議題説明

- (1) 原子力発電所周辺の環境放射能測定結果（平成30年度 第3四半期）  
および計画書（平成31年度）  
[県 原子力環境監視センター 田賀 所長より説明]
- (2) 原子力発電所から排出される温排水調査結果（平成30年度 第3四半期）  
[県 水産試験場 石田 場長より説明]
- (3) 発電所の運転・建設および廃止措置状況（平成31年2月～3月）  
[県 原子力安全対策課より説明]

(県議会：糀谷 議員)

- ・この協議会は昭和44年4月に始まり、今年はちょうど50年、まさに半世紀続けてきた協議会であり、私から一言申し上げたい。
- ・原子力発電を含むエネルギー政策について、最終的な決断を下すのは国の仕事であるが、このところ、国の積極的な対応が見えず立地自治体など地元の不透明感が生じていることは間違いないと思う。
- ・福井県知事がこれまで一貫して、国民合意の形成ということで、国の姿勢の明示にこだわってきたことは当然と考える。
- ・原子力は、自治体が国と交渉できる数少ない案件の一つであると思うが、地域住民の安全安心な生活をめぐる多様なリスクをいかに分かち合うのが公平なのか、自治体が国に主張し続けることは必要だと思う。
- ・そういう意味で、広域自治体である福井県の使命は、個別の自治体には不可能な地域間の連携や法整備、地域振興といったことまでを視野に入れた総合的な対策を組み上げることだと思う。
- ・一方、立地自治体の住民は、福井県民であると同時にそれぞれの自治体の市民、町民であり、その両義性を活かすべきである。
- ・身近な地元の自治体にはダイレクトな反応を求め、県には総合行政ということで国との交渉もしてほしいということだと思う。住民からのイニシアチブで、県なり国なりに働きが必要になる。
- ・その場の一つとして、この原子力環境安全管理協議会の存在意義がある。私自身、2007年からこれまで12年間、よほどの理由がない限り出席させていただいてきたが、この安管協がこれからもその存在意義をしっかりと見極めながら機能していただきたいと思います。
- ・この協議会は、4月で満50年を迎えるが、県の立場として、この50年の総括なり、今後の方向性、県の立場を今一度しっかりと説明いただきたい。

(福井県：藤田 副知事)

- ・多岐にわたる論点を示していただき、また 50 年の総括をとのことだが、まず、一番押さえておかなければいけないのは、安管協の規定の目的の第 2 条にある「協議会は、県内における原子力施設周辺地域の環境放射能および温排水ならびに原子力施設の運転・管理に関し、その状況を的確に把握することにより、環境の安全を確認することを目的とする」ということであり、このために、昭和 44 年から 50 年間、委員の方々に集まっていただき、議論してきた。
- ・我々は、安管協の目的を達成するために、福島第一原子力発電所事故の前と後で、どのようなことが変わったかということを中心に置きながら、今後この協議会を進めて行く必要があると思う。
- ・具体的には、平成 23 年に福島第一原子力発電所事故が起こり、県内では平成 28 年に高浜 3、4 号機、平成 30 年に大飯 3、4 号機が新規規制基準に基づいて再稼働し、安管協の中でも大変丁々発止の議論が行われてきたと認識している。
- ・平成 28 年にはもんじゅの廃止があり、その際、国の責任ある対応は一体どこにあるのかということに激論いただいた。
- ・国の積極的な関与が薄いのではないかとのご指摘についても、しっかり注視していくことが安管協の義務ではないかと思う。
- ・今後、再稼働や廃炉もあるが、40 年を超える運転をどう考えるかということもあり、福井県の場合はそのようなことが同時進行で、かつ全国に先駆けて課題が目前に迫ってきている。安管協の運営を通して、国に対してものを言うには、何をどのようなタイミングで言うかということをしつかり意識を共有することが大事ではないかと考えている。
- ・課題は山積しており、今後その状況が変わることもあり得ると思うが、原子力の安全確保に努めていくという本協議会に課せられた大きな使命を全うするためにも、盛んな議論やご指導をお願いしたい。50 年の総括にはほど遠いが、今後の意志ということで申し上げさせていただいた。

(県議会：糺谷 議員)

- ・我々は、2011 年の東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故のような悲惨な事故を、福井県内においては絶対に起こさせないというのがお互いの合い言葉だったと思う。
- ・福井県は日本全国に先駆けて原子力行政に取り組んできており、例えば、原子力安全対策課の技術的な職員も全国で 1 番多く、原子力安全専門委員会もしっかりと機能していると思う。
- ・要望であるが、私ども県議会議員は県議会の立場があるため、県と議論しようと思えばいつでもできる。この協議会には自治体の首長や市議会、町議会、各種団体の方が県民の代表ということで参画いただいております、この場が自由闊達な意見交換の場であってほしい。
- ・最後に、今回で退かせていただく身として、一言申し上げたい。この協議会の議論が全国で最も住民に密着した安全安心を担保できるものであることをしっかりと皆さんの中で組み立てていただき、今までがそうであったように、これからも遠慮なく意見交換ができる場であってほしいと願う。

(平和・環境・人権センター：松永 特別幹事)

- ・資料 No. 3-2 の2ページの原子炉等規制法の規制改正のところで、有毒ガスの発生とあるが、有毒ガスというのはどういうもので体にどのような影響があるものなのか。

(福井県：伊藤 原子力安全対策課課長)

- ・発電所の中では、水の処理を行うために化学薬品を使っており、それらが漏れ出た際に揮発して有毒ガスになるということである。また、発電所周辺の工場等で使っている化学薬品が揮発して有毒ガスが発生した場合についても、運転員への影響があるか評価を行ったということである。

(平和・環境・人権センター：松永 特別幹事)

- ・過去に、発電所で有毒ガスが発生した事例はあるのか。

(福井県：伊藤 原子力安全対策課課長)

- ・化学薬品が漏れたことはあるが、有毒ガスが発生して問題になったことはないと記憶している。

以上